

通所型サービス（予防給付相当・A型）基準・報酬について

I. 基本方針

- ・ 予防給付相当サービスについては、国の要綱改定に準じて改定。
- ・ A型サービスについては、通所介護の基準省令等と共通するものはそれに準じて改定。

II. サービスの概要

項目	予防給付相当	本市A型	改定後 (R3年4月～)
サービス内容	利用者の自立した生活に資する必要な日常生活上の支援や機能訓練	高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業 ※排泄・食事介助等身体介助は含まない	変更なし
サービス提供時間の目安	特に規定なし	特に規定なし	変更なし
サービス対象者	要支援者・基本チェックリスト該当者のうち、右記の(ア)(イ)に該当する者	要支援者・基本チェックリスト該当者のうち、下記(ア)(イ)に該当しない軽度者 (ア) 総合事業開始前からサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められるケース (イ) ケアマネジメントで以下のような介護職員による専門的なサービスが必要と認められるケース ・ 認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴う者 ・ 退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要とする者 ・ ゴミ屋敷となっている者や社会と断絶している者など専門的な支援を必要とする者 ・ 心疾患や呼吸器疾患、がんなどにより日常生活の動作時の息切れ等により、日常生活に支障がある者 ・ ストーマケアが必要な者 等 ※ (イ) についてはあくまで例示である。	変更なし

Ⅲ. 基準・報酬

ア. 予防給付相当サービス

(1) 人員基準

項目	改定前	改定後 (R3年4月～)
①管理者	専従常勤	変更なし
②管理者専従但書	支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	変更なし
③生活相談員	サービス提供時間を通じて1以上 ※事業所単位で生活相談員又は介護職員の1人以上は常勤	変更なし
④生活相談員資格	社会福祉主事または同等の能力を有する者	変更なし
⑤看護職員	看護師又は准看護師単位ごとに1以上 ※定員が10名以下の場合には介護職員の配置で可。 ※病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が通所型サービス事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、提供時間を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には看護職員が配置されているものとする。なお、「密接かつ適切な連携」とは、事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制のことである。	変更なし
⑥介護職員	勤務延時間数をサービス提供単位時間数で除した数が単位ごとに ・15人までは専従1以上 ・15人超の場合は利用者1人に専従0.2以上 ※常時1以上の確保必要 ※事業所単位で生活相談員又は介護職員の1人以上は常勤	変更なし
⑦機能訓練指導員	1以上	変更なし
⑧機能訓練指導員の資格	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、一定の実務経験を持つはり師・きゅう師	変更なし

(2) 基本報酬

※1単位：7級地単価10.14円を利用。

項目		改定前		改定後 (R3年4月～)	
対象者・頻度	利用回数/月	回	月	回	月
要支援1・事業対象者 (週1回程度)	1～4回	380単位	—	384単位	—
	5回	—	1,654単位	—	1,672単位
要支援2・事業対象 (週2回程度)	1～8回	391単位	—	395単位	—
	9回	—	3,392単位	—	3,428単位

※令和3年9月30日までの間は、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

なお、算定単位数は支給限度額管理の対象項目である。

(3) 加算・減算

項目	改定前	改定後 (R3 年 4 月～)	改定理由
生活機能向上グループ活動加算	100 単位/月	変更なし	
運動器機能向上加算	225 単位/月	変更なし	
生活機能向上連携加算 (I)	—	※ 1 100 単位/月	国の改定に準ずる
生活機能向上連携加算 (II)	200 単位/月	変更なし	
栄養改善加算	150 単位/月	※ 2 200 単位/月	国の改定に準ずる
栄養アセスメント加算	—	※ 3 50 単位/月	国の改定に準ずる
口腔機能向上加算 (I)	150 単位/月	変更なし	
口腔機能向上加算 (II)	—	※ 4 160 単位/月	国の改定に準ずる
口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	—	※ 5 20 単位/回	国の改定に準ずる
口腔・栄養スクリーニング加算 (II)	5 単位/回	※ 5 算定条件の変更	国の改定に準ずる
科学的介護推進体制加算	—	※ 6 40 単位/月	国の改定に準ずる
選択的サービス複数実施加算	480 単位/月 (I) 700 単位/月 (II)	変更なし	
若年性認知症受入加算	240 単位/月	変更なし	
中山間地等居住者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%	変更なし	
同一建物等居住者に係る減算	要支援 1 相当 -376 単位 要支援 2 相当 -752 単位 送迎減算は実施しない	月の利用回数により、減算位数の変更 【要支援 1】 月 1 回利用 -94 単位 月 2～3 回利用 -188 単位 月 4～5 回利用 -376 単位 【要支援 2 相当】 月 1 回利用 -94 単位 月 2～3 回利用 -188 単位 月 4～5 回利用 -376 単位 月 6～7 回利用 -564 単位 月 8～9 回利用 -752 単位	国の改定に準ずる
定員超過・人員欠如による減算割合	基本報酬の 70%	変更なし	
事業所評価加算	120 単位/月	変更なし	
サービス提供体制加算 (I)	要支援 1 相当 72 単位 要支援 2 相当 144 単位	※ 7 要支援 1 相当 88 単位 要支援 2 相当 176 単位	国の改定に準ずる
サービス提供体制加算 (II)	要支援 1 相当 48 単位 要支援 2 相当 96 単位	※ 7 要支援 1 相当 72 単位 要支援 2 相当 144 単位	
サービス提供体制加算 (III)	要支援 1 相当 24 単位 要支援 2 相当 48 単位	※ 7 要支援 1 相当 24 単位 要支援 2 相当 48 単位	
介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数の 5.9%	※ 8 算定条件の変更	国の改定に準ずる
介護職員処遇改善加算 (II)	所定単位数の 4.3%		
介護職員処遇改善加算 (III)	所定単位数の 2.3%		
介護職員処遇改善加算 (IV)	(III) の 90%加算	※ 9 令和 4 年 3 月まで	国の改定に準ずる
介護職員処遇改善加算 (V)	(III) の 80%加算		
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数の 1.2%	※ 10 算定条件の変更	国の改定に準ずる
介護職員等特定処遇改善加算 (II)	所定単位数の 1.0%		

※ 1～※ 10 については、指定通所介護の改正内容と同様。

イ. A型サービス

(1) 人員基準

項目	改定前	改定後 (R3年4月～)
①管理者	専従1以上	変更なし
②管理者専従但書	支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	変更なし
③生活相談員	不要	変更なし
④看護職員	(定員10名以下) 不要 (定員11名以上) 体調急変時には同一敷地内もしくは併設事業所等に勤務する(准)看護師と密接かつ適切な連携がとれること。 ※併設事業所等がない場合には、体調急変時には連携する病院・診療所・訪問看護ステーションと密接かつ適切な連携がとれること。	変更なし
⑤従事者	勤務延時間数をサービス提供単位時間数で除した数が単位ごとに ・15人までは専従1以上 ・15人超の場合は利用者1人に必要数	変更なし
⑥機能訓練指導員	不要	変更なし

(2) 基本報酬

※1単位：7級地単価10.14円を利用。

対象者・頻度	利用回数/月	改定前		改定後 (R3年4月～)	
		回	月	回	月
要支援1・事業対象者 (週1回程度)	1～4回	324単位	—	328単位	—
	5回	—	1,413単位	—	1,428単位
要支援2・事業対象者 (週2回程度)	1～8回	335単位	—	337単位	—
	9回	—	2,913単位	—	2,925単位

※令和3年9月30日までの間は、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

なお、算定単位数は支給限度額管理の対象項目である。

(3) 加算・減算

項目	改定前	改定後 (R3 年 4 月～)	改定理由
生活機能向上グループ活動加算	実施しない	変更なし	
運動器機能向上加算	実施しない	変更なし	
生活機能向上連携加算 (I) (II)	実施しない	変更なし	
栄養改善加算	実施しない	変更なし	
栄養アセスメント加算	—	実施しない	
口腔機能向上加算 (I) (II)	実施しない	変更なし	
口腔・栄養スクリーニング加算 (I) (II)	実施しない	変更なし	
科学的介護推進体制加算	—	変更なし	
選択的サービス複数実施加算	実施しない	変更なし	
若年性認知症受入加算	実施しない	変更なし	
中山間地等居住者へのサービス提供加算	基本報酬の 5%	変更なし	
同一建物等居住者に係る減算	要支援 1 相当 -376 単位 要支援 2 相当 -752 単位 送迎減算は実施しない	実施しない	利用者間の公平性の確保、事業継続の促進
定員超過・人員欠如による減算割合	基本報酬の 70%	変更なし	
事業所評価加算	実施しない	変更なし	
サービス提供体制加算 (I) (II) (III)	実施しない	変更なし	
介護職員処遇改善加算 (I)	基本報酬の 5.9%	※1 算定条件の変更	国の改定に準ずる
介護職員処遇改善加算 (II)	基本報酬の 4.3%		
介護職員処遇改善加算 (III)	基本報酬の 2.3%		
介護職員処遇改善加算 (IV)	(III) の 90%加算	※2 令和 4 年 3 月まで	国の改定に準ずる
介護職員処遇改善加算 (V)	(III) の 80%加算		
介護職員等特定処遇改善加算 (I) (II)	実施しない	変更なし	

※1～※2は、訪問型予防給付相当サービスと同様。